

資料編 目次

1	松本市国民保護協議会	
(1)	松本市国民保護協議会条例	1
(2)	松本市国民保護協議会運営規程	2
(3)	松本市国民保護協議会委員・幹事名簿	3
2	関係機関の連絡先	
(1)	松本市	4
(2)	松本広域消防局	5
(3)	長野県	5
(4)	自衛隊	6
(5)	指定地方行政機関	6
(6)	指定公共機関・指定地方公共機関・その他関係団体	7
3	松本サリン事件対応状況の概要	10
4	市の組織	
(1)	市の各部課における平素の業務（未定）	
(2)	市対策本部組織表及び各部局等の事務又は業務	13
5	松本市指定避難場所	
(1)	避難所	18
(2)	避難地	23
(3)	避難場所の定義等	27
6	救援の程度及び方法の基準（概要）	28
7	安否情報	
(1)	「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」	30
8	応急公用負担	
(1)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令	37
9	報告	
(1)	火災・災害等速報実施要領関係	40
10	用語解説	43

1 松本市国民保護協議会

(1) 松本市国民保護協議会条例

平成18年3月16日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、松本市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、委員50人以内をもって組織する。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事60人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(2) 松本市国民保護協議会運営規程

平成18年10月16日

国民保護協議会規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、松本市国民保護協議会条例(平成18年条例第2号)第7条の規定に基づき、松本市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員は、協議会の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

2 会議の招集は、開会の日前10日までに委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(協議会の会議の公開)

第4条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 松本市情報公開条例(平成13年条例第72号)第8条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

(部会)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長にこれを通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(幹事の招集)

第6条 会長は、必要の都度幹事を招集して事務を処理させることができる。

(会議録)

第7条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を松本市総務部総合防災課に置く。

附 則

この規程は、平成18年10月16日から施行する。

(3) 松本市国民保護協議会名簿

平成20年3月末現在

No.	法第40条 該当条項	区分	委 員		幹 事	
			機関名及び職 名		機関名及び職 名	
	第2項 (会長)	会 長	松本市長			
1	第4項第1号(指定地方行政 機関の職員)	委 員	長野労働局松本労働基準監督署長		長野労働局松本労働基準監督次長	
2		委 員	関東農政局長野農政事務所地域第1課長		関東農政局長野農政事務所地域第1課総務係長	
3		委 員	中部森林管理局中信森林管理署長		中部森林管理局中信森林管理署総務課長	
4		委 員	関東地方整備局長野国道事務所松本国道出張所長		関東地方整備局長野国道事務所松本国道出張所管理係長	
5		委 員	北陸地方整備局千曲川河川事務所松本出張所長		北陸地方整備局千曲川河川事務所松本出張所事務係長	
6		委 員	北陸地方整備局松本砂防事務所長		北陸地方整備局松本砂防事務所副所長	
7		委 員	東京航空局松本空港出張所長		東京航空局松本空港出張所主幹航空管制技術官	
8	第4項第2号(自衛隊)	委 員	陸上自衛隊第13普通科連隊連隊長		陸上自衛隊第13普通科連隊連隊長	
9	第4項第3号(県の職員)	委 員	松本地方事務所長		松本地方事務所地域政策課県民生活係長	
10		委 員	松本建設事務所長		松本建設事務所維持管理課長	
11		委 員	松本保健所長		松本保健所次長	
12		委 員	松本警察署長		松本警察署管理官兼警備課長 松本警察署管理官兼交通課長	
13		委 員	松本空港管理事務所長		松本空港管理事務所企画員	
14	第4項第4号(副市長)	委 員 (会長職務 代理者)	松本市副市長		松本市総務部行政管理課長 松本市政策部政策課長 松本市財政部財政課長 松本市市民環境部市民生活課長 松本市健康福祉部福祉計画課長 松本市農林部農政課長 松本市商工観光部商工課長 松本市建設部計画課長 松本市上下水道局総務課長	
15	第4項第5号(教育長、消防 長)	委 員	松本市教育委員会教育長		松本市教育委員会教育政策課長	
16		委 員	松本広域消防局長		松本広域消防局警防課長	
17	第4項第7号(指定公共機関 の役員又は職員)	委 員	松本郵便局長		南松本駅前郵便局長	
18		委 員	中日本高速道路㈱八王子支社松本保全・サービスセン ター所長		中日本高速道路㈱八王子支社松本保全・サービスセンター工務 担当課長	
19		委 員	東日本電信電話株式会社松本営業支店支店長		東日本電信電話株式会社長野支店災害対策室長	
20		委 員	中部電力株式会社松本営業所長		中部電力株式会社松本営業所総務グループ課長	
21		委 員	東京電力㈱松本電力所長		東京電力㈱松本電力所総務グループマネージャー	
22		委 員	日本通運株式会社松本支店長		日本通運株式会社松本支店次長	
23	第4項第7号(指定地方公共 機関の役員又は職員)	委 員	松本ガス株式会社 代表取締役社長		松本ガス株式会社 取締役総務部長	
24		委 員	松本電気鉄道株式会社 代表取締役社長		松本電気鉄道株式会社 勤労部長	
25		委 員	信越放送株式会社 松本放送局長		信越放送株式会社 松本放送局長	
26		委 員	株式会社長野放送 中南信支社長		株式会社長野放送 中南信支社長	
27		委 員	株式会社テレビ信州 中南信支社長		株式会社テレビ信州 報道局中南信報道室室長	
28		委 員	長野朝日放送株式会社 中南信支社長		長野朝日放送株式会社中南信支社長	
29		委 員	長野エフエム放送株式会社 代表取締役専務		長野エフエム放送株式会社 常務取締役放送部長	
30	委 員	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン 代表取締役社 長		株式会社テレビ松本ケーブルビジョン総務部総務課副部長		
31	第4項第8号(知識又は経験 を有する者)	委 員	松本市消防団長		松本市消防団副団長	
32		委 員	松本市町会連合会長		松本市町会連合会副会長	
33		委 員	松本市社会福祉協議会会長		松本市社会福祉協議会総務課長	
34		委 員	社団法人松本市医師会会長		社団法人松本市医師会事務局長	
35		委 員	中信地区輸送協議会会長		中信地区輸送協議会事務局長	
36		委 員	松本ハイランド農業協同組合常務理事		松本ハイランド農業協同組合管理部長	
37		委 員	松本商工会議所会頭		松本商工会議所管理・経理グループ長	
38		委 員	松本市建設事業協同組合理事長		松本市建設事業協同組合専務理事	
39		委 員	松本市交通安全協会会長		松本市交通安全協会副会長	
40		委 員	松本市PTA連合会長		松本市PTA連合会副会長	
41		委 員	松本市水道事業協同組合理事長		松本市水道事業協同組合専務理事	

○委員 42名(含む会長)

○幹事 50名

2 関係機関の連絡先

(1) 松本市

名 称	所在地	電話番号	備考
総合防災課	松本市深志3-10-1	33-1191	
行政管理課	松本市丸の内3-7	33-4770	
政策課	松本市丸の内3-7	34-3274	
財政課	松本市丸の内3-7	34-3273	
市民生活課	松本市丸の内3-7	33-0001	
福祉計画課	松本市丸の内3-7	34-3227	
農政課	松本市丸の内3-7	34-3221	
商工課	松本市丸の内3-7	34-3110	
計画課	松本市丸の内3-7	34-3241	
総務課	松本市島立1490-2	48-6800	
教育政策課	松本市大手3-8-13	33-3980	
本郷支所	松本市浅間温泉2-9-1	46-1500	
島内出張所	松本市島内4970-1	47-0264	
中山出張所	松本市中山3746-1	58-5822	
島立出張所	松本市島立3298-2	47-2049	
新村出張所	松本市新村2179-7	48-0375	
和田出張所	松本市和田2240-31	48-5445	
神林出張所	松本市神林1557-1	58-2039	
笹賀出張所	松本市笹賀2929	58-2046	
芳川出張所	松本市芳田野溝945-1	58-2034	
寿出張所	松本市寿豊丘424	58-2038	
岡田出張所	松本市岡田町517-1	46-2313	
入山辺出張所	松本市入山辺1509-1	32-1389	
里山辺出張所	松本市里山辺2930-1	32-1077	
今井出張所	松本市今井2231-1	59-2001	
内田出張所	松本市内田2203-1	58-2494	
四賀支所	松本市会田1001-1	64-3111	
安曇支所	松本市安曇1061-1	94-2301	
奈川支所	松本市奈川3301	79-2121	
梓川支所	松本市梓川梓2288-3	78-3000	

(2) 松本広域消防局

松本広域消防局	松本市渚1-7-12	25-0119	
丸の内消防署	松本市城西2-1-23	35-2411	
丸の内消防署庄内出張所	松本市出川1-3-1	25-0669	
芳川消防署	松本市村芳川村井町922-3	58-4322	
芳川消防署神林出張所	松本市芳川村井町922-3	86-0119	
渚消防署	松本市渚1-7-12	25-3988	
本郷消防署	松本市浅間温泉2-6-1	46-2700	
本郷消防署山辺出張所	松本市里山辺1434-1	35-8185	

(3) 長野県

ア 本庁

危機管理局 危機管理防災課	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7184	
---------------	------------------	--------------	--

イ 現地機関

松本地方事務所	松本市島立1020(松本合同庁舎内)	40-1903	地域政策課
松本保健所	松本市島立1020(松本合同庁舎内)	47-7800	
松本建設事務所	松本市島立1020(松本合同庁舎内)	40-1904	
奈良井川改良事務所	松本市島立1020(松本合同庁舎内)	47-7800	
犀川砂防事務所	松本市島立1020(松本合同庁舎内)	62-3257	
消防防災航空センター	松本市空港東9030	85-5511、12	
松本空港管理事務所	松本市空港東8909	58-2517	

ウ 警察

松本警察署	松本市渚3-11-8	25-0110	警備課
北部交番	松本市旭2-11-15	35-2320	
東部交番	松本市中央4-6-19	35-3110	
大手交番	松本市大手3-3-1	33-5971	
松本駅前交番	松本市深志1-1-1	32-1691	
島立交番	松本市島立1035	47-3925	
高宮交番	松本市高宮北5-6	25-1223	
庄内交番	松本市出川1-3-5	25-4433	
惣社交番	松本市惣社471-3	32-0637	
浅間温泉交番	松本市浅間温泉2-5-3	46-1944	
村井・寿交番	松本市寿中1-36-1	58-2024	

入山辺駐在所	松本市入山辺1547-1	36-1304	
岡田駐在所	松本市岡田492-1	46-0072	
笹賀駐在所	松本市笹賀3827-3	58-2201	
今井駐在所	松本市今井2207	59-2011	
神林駐在所	松本市神林1549-4	58-5589	
新村駐在所	松本市新村962-2	47-0044	
和田駐在所	松本市和田2222-3	47-5731	
四賀駐在所	松本市会田1010	64-2028	
安曇駐在所	松本市安曇751-4	94-2110	
奈川駐在所	松本市奈川4237-1	79-2028	
高速道路交通警察隊松本分駐隊	松本市島立1347	47-8353	
鉄道警察隊松本	松本市深志1-1-1	32-2898	
長野県警察航空隊	松本市空港東8901	58-2053	
松本空港警備派出所	松本市空港東8909	58-4716	

(4) 自衛隊関係

陸上自衛隊第13普通科連隊	松本市高宮西1-1	26-2766	
---------------	-----------	---------	--

(5) 指定地方行政機関関係（国の地方機関）

長野労働局松本労働基準監督署	松本市島立1696	48-5693	
関東農政局長野農政事務所地域第1課	松本市島立650-1	47-2001	
中部森林管理局中信森林管理署	松本市島立1256-1	47-4751	
関東地方整備局長野国道事務所松本国道出張所	松本市芳野7-18	25-5752	
北陸地方整備局千曲川河川事務所松本出張所	松本市島内1666-1126	47-2199	
北陸地方整備局松本砂防事務所	松本市元町1-8-28	昼33-1115 夜82-3969	
東京航空局松本空港出張所	松本市空港東8928	50-3111	
長野地方気象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-2738	

(6) 指定公共機関・指定地方公共機関・その他関係団体等

ア 放送事業者・報道機関

ABN長野朝日放送中南信支社	松本市深志2-5-26（松本第一ビル8階）	37-0100	
SBC信越放送松本放送局	松本市深志3-7-13	32-3814	

NHK長野放送局松本支局	松本市深志3-10-3	32-2058	
NBS長野放送中南信支社	松本市深志1-2-11(昭和ビル内)	32-9230	
TSBテレビ信州本社	松本市丸の内4-18	36-2002	
FM長野長野エフエム放送本社	松本市本庄1-13-5	33-4400	
(株)テレビ松本ケーブルビジョン	松本市里山辺3044-1	35-1008	
あづみ野テレビ(株)	安曇野市穂高574-5	82-7860	
朝日新聞松本支社	松本市大手2-8-17	32-3473	
産経新聞松本通信部 (長野支局)	松本市清水1-1-35 サンフォーレ清水303号	32-4587	
時事通信松本支局	松本市深志1-5-8(深志ビル3)	33-2077	
信濃毎日新聞社	松本市宮田2-10	25-2151	
中日新聞松本支局	松本市埋橋1-1-4	32-3453	
長野日報松本支局	松本市巾上5-44	32-0885	
毎日新聞松本支局	松本市丸の内5-3	32-4141	
読売新聞松本支局	松本市大手3-5-20	32-3490	
日本経済新聞松本支局	松本市城西2-1-30	36-3007	
共同通信長野支局	長野市南県町657(信毎ビル内)	026-232-2219	
(株)市民タイムス	松本市島立800	47-7774	
松筑新聞社	東筑摩郡波田町鍋割	92-2204	
中信新聞社	松本市会田991-3	64-4155	
新建新聞社松本総局	松本市大手1-3-32ニュー大手ビル	34-1105	

イ 通信、電力、ガス

NTT東日本松本営業支店 (回線運用サービス担当)	松本市大手3-3-9	34-1900	
中部電力(株)松本営業所	松本市埋橋1-5-3	34-3750	総務グループ
松本ガス(株)	松本市渚2-7-9	25-6060	
東京電力(株)松本電力所	松本市中央4-1-17	33-0220	総務グループ

ウ 医療機関等

信州大学医学部附属病院	松本市旭3-1-1	35-4600(代)	管理課
松本病院	松本市芳川村井町1209	58-4567	庶務課
相沢病院	松本市本庄2-5-1	33-8600	
藤森病院	松本市中央2-9-8	33-3672	
丸の内病院	松本市渚1-7-15	33-0385	
丸の内病院	松本市渚1-7-15	33-0385	
一之瀬脳神経外科病院	松本市島立2093	28-3003	

上條記念病院	松本市芳川村井町12-1	57-3800	
城西病院	松本市城西1-5-16	33-6400	
松本協立病院	松本市巾上9-26	35-5300	
中信松本病院	松本市寿豊丘811-1	58-3121	
会田病院	松本市会田1535-1	64-2027	
(社) 松本市医師会	松本市城西2-2-7	32-1631	
(社) 松本市歯科医師会	松本市深志2-3-21	33-2354	
(社) 松本薬剤師会	松本市本庄2-4-1 フォーラム本庄 2 F	39-2557	

エ 輸送機関

JR東日本松本駅	松本市深志1-1-1	36-6071	
松本電気鉄道(株)	松本市井川城2-1-1	26-7000	
松本タクシー(株)	松本市中央1-2-2	33-1141	
第一交通(株)	松本市渚2-8-20	27-3332	
アルビコタクシー松本(株)	松本市白板2-4-1	32-5151	
名鉄交通(株)	松本市庄内2-3637-2	27-4444	
相互タクシー(株)	松本市筑摩4-12-6	26-0005	
アルプス交通(株)	松本市芳川小屋10-1	58-2021	
メバタクシー(株)	松本市浅間温泉3-1-23	46-1818	
中信トラック協同組合	松本市笹賀7570-2	86-0055	
日本通運(株)松本支店	松本市出川1-3	26-3311	
福山通運(株)松本支店	松本市神林5816-1	86-6200	

オ 高速道路

中日本高速道路(株)八王子支社松本保全・サービスセンター	松本市島立1347	47-7515	
------------------------------	-----------	---------	--

カ その他関係機関

松本郵便局	松本市中央2-7-5	35-0072	
生活協同組合コープながの	長野市篠ノ井御幣川668	026-261-1223	
松本ハイネット農業協同組合	松本市南松本1-2-16	26-1400	
松本市農業協同組合	松本市深志2-1-1	33-7300	
あづみ農業協同組合	安曇野市豊科4270-6	72-2930	
(株)アップルランド	松本市今井7155-28	85-1241	

イオン(株)中部カンパニー長野事業部	松本市双葉10番22号 双葉町ビルB棟	29-1029	
イオン(株)マックスバリュ事業本部関東 信州事業部	千葉市美浜区中瀬1-5-1	043-212-6264	
松本森林組合	松本市浅間温泉2-6-1	46-1478	
松本商工会議所	松本市中央1-9-18	昼32-5355 夜32-5356	
(社)松本市社会福祉協議会	松本市双葉4-16 総合社会福祉センター内	27-2000	
日赤松本市奉仕団	松本市双葉4-16 総合社会福祉センター内	27-2000	
松本市建設事業協同組合	松本市開智2-3-37	33-5768	
松本市緑化協会	松本市島立713	47-6303	
松本市水道事業協同組合	松本市島内1687-8	47-2149	
松本交通安全協会	松本市渚3-11-8	27-3015	
(社)松本労働基準協会	松本市芳野14-23	26-2300	
松本市防火管理協会	松本市渚1-7-12 (広域消防局内予防課)	25-0119	
松本市防災連合会	松本市深志3-10-1	33-1191	
松本市町会連合会	松本市丸の内3-7	34-3000	
日本銀行松本支店	松本市丸の内3-1	34-3500	
松本市内旅館組合連合会	松本市深志3-7-43	33-5025	
東方航空(株)	松本市空港東8902	86-3386	松本営業所
長野県エルピーガス協会松本支 部	松本市島立1020(松本合同庁舎内)	47-7843	県松本地方事務所 商工観光課内
(社)長野県建築士会松筑支部	松本市丸の内3-7	34-3000	

3 松本サリン事件対応状況の概要

●発生日時	平成6年6月27日(月) 23時09分 119番通報覚知(松本広域消防局)
●発生場所	松本市北深志1丁目13番付近
●気象状況	6月27日23時現在 ○天候 雨 ○風向・風速 南西(0.5m) ○気温 20.4℃ ○湿度 95%
●初動対応	<p>6月27日(月)</p> <p>23:09 119番受信「女性が息苦しい旨救急要請」</p> <p>23:10 松本広域消防局丸の内消防署 救急隊出動</p> <p>23:14 現場到着(傷病者が通報時の1人から3人に増えていて異常を感じる。)</p> <p>23:30 病院到着 事態が異常であることから松本警察署へ連絡</p> <p>23:36 広域消防局から松本市水道局へ連絡(水質検査の依頼)</p> <p>23:49 広域消防局偵察隊を派遣(現場周囲の調査を開始)</p> <p>23:51 広域消防局から松本ガスへ通報</p> <p>6月28日(火)</p> <p>0:00 松本市水道局 消防局から第1報</p> <p>0:05 119番受信「友人が気持ちが悪い。」 119番受信「息苦しい。」</p> <p>0:09 各救急隊(2隊出動 5人収容)</p> <p>0:10 消防局職員招集</p> <p>0:10 水道局 島内第2水源地送水ポンプを手動停止</p> <p>0:10 水道局 夜勤者 2名(1名城山配水地・1名現場)出動</p> <p>0:20 消防局 水槽隊出動</p> <p>0:23 消防局 ドクターカー出動</p> <p>0:26 救急隊(5人収容)</p> <p>0:27 消防局 松本市総務部へ通報</p> <p>0:40 水道局 現場付近の給水栓から採水し口に含み、異常は確認されず。</p> <p>0:44 救急隊(5人収容)(以降2:26までに8回18人収容)</p> <p>0:50 水道局 水質検査担当が現場出動</p> <p>0:55 松本市消防団第1分団出動</p> <p>1:00 消防局 現場指揮本部設置</p> <p>1:10 消防局から市内の医療機関へ収容要請</p> <p>1:55 消防局から収容病院へ調査のため出向</p> <p>2:00 消防局から長野県松本保健所へ通報</p> <p>3:30 消防局 報道機関に現地発表</p> <p>4:00 水道局 現場状況、住民の話等から原因は水道によるものではないと判断</p> <p>5:10 松本市教育委員会 事故発生確認(保護者経由校長から)</p> <p>5:20 現場指揮本部解散</p> <p>6:15 関係小中学校 職員会議 通学路の安全確認、迂回登校を指示 児童生徒の被害状況確認と健康観察の実施を決定 プールの使用禁止</p> <p>9:00 松本市助役以下関係所管部で今後の対応を打合せ</p> <p>9:00 助役から、城北地区町会連合会長を通じて各町会へ事故概要の周知</p> <p>9:00 教委 小中学校へプール、上水道の水質検査を指示</p> <p>9:00 下水道部 調査開始</p> <p>10:20 市長 帰松(名古屋出張中 予定を変更)</p> <p>10:30 松本市中毒事故対策本部(組織表は別表1)を設置</p> <p>10:45 三役が現場視察</p> <p>13:30 第2回対策本部会議</p> <p>15:30 入院被災者:6病院 56人</p> <p>19:00 助役 開智健康センターで住民への説明 ・健康診断の奨励 ・初診料等への助成</p> <p>20:00 入院被災者:6病院 50人</p>

●被災者の概要 (H6.7.29本部 会議資料による)	○死亡	7人	医療機関別の収容・受診者状況	
	○重症	5人	○信州大学附属病院	32人(2)
	○中軽症	74人	○相澤病院	25人(6)
	○医療機関への受診者	147人	○城西病院	20人(4)
			○松本協立病院	24人(16)
			○丸の内病院	108人(9)
			○県救急センター	2人
			○その他医療機関	17人
			○現場死亡	5人
			()は消防局による搬送人員	
●原因物質については、平成6年7月3日に長野県が原因物質を「サリン」と推定すると発表				
●後に本事件は、オウム真理教による犯行であることが判明				

●別表1 松本市中毒事故対策本部(H6.6.28~H6.8.1)及び対応内容(6.29対策本部資料)

対策本部長	市長	
対策副本部長	助役、収入役	
企画部	部長、企画調整幹	○総合調整
総務部	部長、市民課長、消防防災課長	○被災者の身元確認及び家族への連絡
財政部	部長、財政課長	
生活環境部	部長、市民生活課長、環境公害課長	○被災者への見舞い ○現場周辺の池、側溝の水質検査
社会部	部長、福祉計画課長	○避難場所の確保 ○健康診断の奨励 (○症状に関するアンケートの実施及び健康診断の実施) ()は後に追加
建設部	部長、建築課長	○緊急住宅の用意
都市開発部	部長、建築指導課長	○被災建物の状況把握
下水道部	部長、下水道管理課長	○下水道の敷設状況調査と安全対策
水道局	局長、送配水課長	○水道水検査、上水道水源の巡視点検
教育委員会	次長、学校教育課長	○周辺児童の安全対策 ○周辺通学路の安全確保
松本広域消防局	局長、警防課長	○地域住民の安全対策
★事務局：総務部 消防防災課 ★対策本部：総務部長室		

●広域消防局の出動状況

・指揮班	1隊	4名	
・総務班		3名	
・情報調査班	3隊	6名	
・通信班		11名	
・救急隊	5隊	15名	
・救助隊	1隊	3名	
・ポンプ車隊	1隊	4名	
・ドクターカー隊	1隊	3名	
・水槽車隊	2隊	7名	
・その他車両	3隊	15名	
・署所待機		22名	
			計 17隊 93名

●消防団の出動状況

・ポンプ車隊	1隊		
・積載車隊	1隊	25名	
			計 2隊 25名

●6月28日以降の主な経緯

- | | | |
|---------|-------|--|
| 6月29日 | 8:00 | ・第3回対策本部会議 |
| | 9:00 | ・健康相談、初診料等助成の関係資料の受付開始（開智保健センター）
・6町会へ、「健康診断の奨励と初診料の助成」文書を回覧要請 |
| | 18:00 | ・入院被災者： 6病院 38人 |
| 30日 | 16:00 | ・第4回対策本部会議
・医療機関治療関係者により意見交換、情報交換の会議開催 |
| | 18:00 | ・入院被災者： 6病院 39人 |
| 7月 1日 | 9:00 | ・松本市議会議員協議会へ報告
・健康相談窓口を市民健康課へ移設
・死亡者（7名）の葬儀がそれぞれの故郷で営まれ、弔電、見舞金対応 |
| | 18:00 | ・入院被災者： 5病院 35人 |
| 2日 | 18:00 | ・入院被災者： 5病院 33人 |
| 3日 | 18:00 | ・入院被災者： 5病院 27人 |
| 4日 | 17:30 | ・治療担当者会議 |
| 7日 | 18:30 | ・松本市地域包括医療協議会においてアンケート調査及び健康診断実施のため小委員会設置 |
| | 18:00 | ・入院被災者： 5病院 13人 |
| 8日 | 18:00 | ・入院被災者： 5病院 9人 |
| 13日 | 15:00 | ・入院被災者： 4病院 7人 |
| | 15:30 | ・第5回対策本部会議 |
| 14日 | 19:00 | ・地元住民の不安解消のため保健所、医師会、医療機関の協力を得て健康管理説明会開催 |
| 14日～16日 | | ・現場対応職員の健康診断実施 |
| 14日～18日 | | ・健康に関する住民アンケート実施（対象 9町会 1002世帯 2,000人） |
| 17日 | 18:00 | ・入院被災者： 1病院 2人 |
| 19日 | | ・6病院の医師による2回目の連絡会議開催 |
| 21日 | | ・入院被災者： 2病院 3人（1人再入院） |
| 23日～24日 | | ・市包括医療協議会の協力を得て、住民の希望者155人に健康診断実施 |
| 25日 | 16:40 | ・第6回対策本部会議 |
| 8月 1日 | | ・対策本部解散
・松本市中毒事故健康相談窓口を市民健康課に設置 健康相談を継続 |

●関係資料

「松本市の保健衛生 22巻別冊 松本市の健康危機管理体制」
（松本市地域包括医療協議会・松本市 平成12年3月）

4 市の組織

(2) 松本市国民保護対策本部組織表及び各部局の事務又は業務

部	部長（本部員）	分掌事務
指揮本部	総務部長（第1部長） 政策部長（第2部長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民の保護のための措置の総括に関する事 2 本部設置の通知に関する事 3 本部長命令に関する事。 4 本部の設置、運営及び廃止に関する事。 5 現地対策本部及び現地調整所の設置、運営及び廃止に関する事。 6 国民保護措置の全般の進行管理に関する事。 7 国（県）からの警報の受領・伝達に関する事。 8 各部の応急対策の進行管理に関する事。 9 自衛隊の派遣要請に関する事。 10 臨時避難所の指定、廃止に関する事。 11 避難実施要領の策定に関する事。 12 避難指示に関する事。 13 武力攻撃災害発生時の緊急通報の受領・伝達に関する事。 14 武力攻撃災害発生時の警戒区域の設定に関する事。 15 外部機関（県、国、消防、自衛隊、警察、ライフライン関係機関等）との総括的調整に関する事。 16 市議会招集に関する事。 17 総括的情報収集管理に関する事。 18 安否情報の収集体制に関する事。 19 防災無線の統制、活用に関する事。 20 職員の招集、確保及び服務に関する事。 21 広報、広聴に関する事。 22 報道機関への情報提供に関する事。 23 被災者・避難者の市民相談に関する事。 24 災害時要援護者（外国人）に関する事。 25 応援要請及び派遣職員の受入れに関する事。 26 ヘリコプター等航空力の運用に関する事。 27 危険物施設に関する応急対策に関する事。 28 特殊標章（赤十字標章を除く。）等の交付及び管理に関する事。 29 周辺市町村との連絡調整に関する事。
総務部	総務部長（第1部長） 議会事務局長（第2部長） 四賀支所長（第3部長） 安曇支所長（第4部長） 奈川支所長（第5部長） 梓川支所長（第6部長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の応急対策の進行管理に関する事。 3 部内の被災情報収集及び伝達に関する事。 4 部内施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 四賀支所管内、安曇支所管内、奈川支所管内及び梓川支所管内の総括的被災情報の収集及び伝達に関する事。 6 本部長（市長）及び第1副本部長（副市長）の秘書に関する事。 7 視察者・見舞者の対応に関する事。 8 市議会との連絡調整に関する事。 9 財政部調査班の応援に関する事。
政策部	政策部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部本部の設置及び部内の応急対策の進行管理に関する事。 3 部内の被災情報収集及び伝達に関する事。 4 部内施設の被害調査に関する事。 5 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 6 公共交通機関（鉄道、バス、高速道路等）の状況調査に関する事。

部	部長（本部長）	分掌事務
財政部	財政部長（第1部長） 会計管理者（第2部長）	1 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 2 部本部の設置及び部内の応急対策の進行管理に関する事。 3 部内の被災情報収集及び伝達に関する事。 4 部内施設の被害調査に関する事。 5 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 6 被害の調査及び整理、集約に関する事。 7 災証明の発行に関する事。 8 応急対策等の予算及び資金計画に関する事。 9 市役所庁舎の被害状況調査及び管理に関する事。 10 市有財産の被害状況の集約に関する事。 11 応急仮設住宅等の応急対策用地確保の協力に関する事。 12 応急対策用資機材の調達に関する事。 13 公用車の配車及び運行計画に関する事。 14 応急対策経費の出納に関する事。 15 武力攻撃災害時の出納の処理方法に関する事。 16 義援金、見舞金その他金銭の収納保管に関する事。 17 被災者・避難者の税の減免に関する事。
市民環境部	市民環境部長	1 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 2 部本部の設置及び部内の応急対策の進行管理に関する事。 3 部内の被災情報収集及び伝達に関する事。 4 部内施設の被害調査に関する事。 5 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 6 見舞金及び救護資金の貸付けに関する事。 7 死体処理及び葬祭に関する事。 8 避難誘導に関する事。 9 避難所の運営管理（避難所運営委員会の設置等）及び避難状況の集約に関する事。 10 支所・出張所管内における地区の拠点としての被害状況調査、情報収集に関する事。 11 防疫対策（被災地の消毒）に関する事。 12 武力攻撃災害時における公害防止及び公衆衛生対策に関する事。 13 廃棄物の調査、処理計画及び処分に関する事。 14 廃棄物の収集運搬に関する事。 15 仮設トイレ対策に関する事。 16 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請に関する事。 17 衛生協議会への活動要請に関する事。

部	部長（本部員）	分掌事務
健康福祉部	健康福祉部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 2 部本部の設置及び部内の応急対策の進行管理に関する事。 3 部内の被災情報収集及び伝達に関する事。 4 部内施設の被害調査に関する事。 5 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 6 救護班の設置に関する事。 7 医療救護活動の総合調整及び調書の作成に関する事。 8 医師会等医療機関との連絡調整に関する事。 9 救護班の医薬品、衛生材料及び救護資機材の確保に関する事。 10 国民保護法による救援事務に関する事。 11 炊き出しに関する事。 12 日赤奉仕団との連絡調整に関する事。 13 災害時要援護者（傷病者、障害者、高齢者及び児童等）に関する事。 14 福祉避難所の設置、運営に関する事。 15 災害時要援護者の生活必需品、食料等の給与に関する事。 16 防疫対策（被災地の消毒）に関する事。 17 国民保護法の救援による要援護者の認定に関する事。（応急修理、障害物の排除等） 18 義援金及び義援物資の配分に関する事。 ボランティアの対応に関する事。 19 （ボランティアに関する全般事務、ボランティアセンターの立上げ調整、連携調整等）
農林部	農林部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 2 部本部の設置及び部内の応急対策の進行管理に関する事。 3 部内の被災情報収集及び伝達に関する事。 4 部内施設の被害調査に関する事。 5 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 6 食料品等の調達及び供給に関する事。 7 農業関係の被害調査に関する事。 8 営農資金の融資に関する事。 9 農業共済金に関する事。 10 林野火災等の被害調査に関する事。
商工観光部	商工観光部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 2 部本部の設置及び部内の応急対策の進行管理に関する事。 3 部内の被災情報収集及び伝達に関する事。 4 部内施設の被害調査に関する事。 5 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 6 商工業事業資金の融資に関する事。 7 生活必需品の調達及び供給に関する事。 8 災害時要援護者（観光客）の対応に関する事。

部	部長（本部長）	分掌事務
建設部	建設部長	<ul style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 2 部本部の設置及び部内の応急対策の進行管理に関する事。 3 部内の被災情報収集及び伝達に関する事。 4 部内施設の被害調査に関する事。 5 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 6 道路・橋梁・河川・水路・堤防等の被害調査、応急処置及び復旧に関する事。 7 障害物の除去に関する事。 8 関係団体との連絡調整に関する事。 9 輸送及び建設業者への協力要請に関する事。 10 緊急交通路の確保、指定等交通輸送計画全般に関する事。 11 輸送従事者の確保に関する事。 12 道路の交通規制及び迂回路に関する事。 13 応急危険度判定（建築物、宅地）に関する事。 14 避難所施設の応急修理に関する事。 15 仮設住宅の建設に関する事。 16 教育施設の復旧に関する事。 17 街路樹の補修応急対策に関する事。 18 応急仮設住宅等の応急対策用地の確保に関する事。
上下水道局	上下水道局長	<ul style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 2 部本部の設置及び部内の応急対策の進行管理に関する事。 3 部内の被災情報収集及び伝達に関する事。 4 部内（上下水道）施設の被害調査に関する事。 5 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 6 被災者への給水対策及び水の安定的供給に関する事。 7 断水等の広報活動に関する事。 8 復旧資機材の調達に関する事。
教育部	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 2 部本部の設置及び部内の応急対策の進行管理に関する事。 3 部内の被災情報収集及び伝達に関する事。 4 部内施設（学校教育・社会教育・文化）の被害調査に関する事。 5 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 6 第2副本部長（教育長）の秘書に関する事。 7 教育行政の総合調整に関する事。 8 被災・避難した児童生徒の応急教育及び学校給食に関する事。 9 児童、生徒の避難に関する事。 10 指定避難所施設の開設・管理に関する事。 11 学用品の給与に関する事。 12 PTA等への協力要請に関する事。

部	部長（本部員）	分掌事務
---	---------	------

参考

松本広域消防局	松本広域消防局長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市国民保護対策本部との連絡調整に関する事。 ○ 武力攻撃災害（以下「災害」という。）防御対策に関する事。 ○ 消防隊の総括運用に関する事。 ○ 避難指導に関する事。 ○ 応援要請に関する事。 ○ 火災、水害等の警戒防御に関する事。 ○ 消防、水防資機材の調達に関する事。 ○ 災害情報の収集に関する事。 ○ 災害現場の広報に関する事。 ○ 災害状況の調査・集計に関する事。 ○ 気象予報・警報等の受理・伝達に関する事。 ○ 水防輸送力の確保に関する事。 ○ 消防活動に関する事。
---------	----------	---

(2) 避難地

No.	指定避難地	所在地	管理者連絡先	想定避難者所在地区	面積	避難可能人数 (2㎡/人)	収容施設とした場合の 収容可能人数*	備考	種別
1	駅前記念公園	本庄1丁目907	34-3000 (市公園緑地課)	第1 第2	3,630㎡	1,820人			一次
2	中央西公園 (花時計公園)	中央2丁目9番	34-3000 (市公園緑地課)	第1	2,500㎡	1,250人			一次
3	あがたの森公園	県3丁目2102-4	32-1812 (あがたの森文化会館)	第3 里山辺 第1 第2	18,180㎡	9,090人	3,392人		広域
4	蚕糸記念公園	県1丁目3-20	34-3000 (市公園緑地課)	第3	11,550㎡	5,780人			一次
5	源池小学校校庭	県3丁目5-1	32-0207	第3	4,060㎡	2,030人	444人		一次
6	松本県ヶ丘高等学校校庭	県2-1-1	32-1142	第3 里山辺	10,690㎡	5,350人			一次
7	清水小学校校庭	清水2-8-18	32-1210	第3 東部 本郷 里山辺	5,080㎡	2,540人	592人		一次
8	清水中学校校庭	清水2丁目7-12	32-2078	東部 城東 本郷 里山辺	8,020㎡	4,010人	880人		一次
9	信州大学附属小学校校庭	桐1-3-1	37-2216	安原 城北	3,500㎡	1,750人			一次
10	信州大学附属中学校校庭	桐1-3-1	37-2212	安原 城北	4,800㎡	2,400人			一次
11	信州大学グラウンド	旭3-1-1	35-4600	安原 城東	23,880㎡	11,940人		野球場及びグラウンド	一次
12	浅間温泉テニスコート	浅間温泉1-9-2	32-1818 (市体育課)	本郷	8,284㎡	4,140人	1,980人	南側500+北側1480	一次
13	横田運動広場	横田4-413	32-1818 (市体育課)	本郷	5,850㎡	2,930人	544人		一次
14	松本城公園	丸の内1番1号	34-3000 (市公園緑地課) 32-2902 (松本城管理事務所)	中央 城北 東部 白板 安原 第1 第2	29,075㎡	14,540人	3,912人	正面・博物館周辺264+御殿跡600+園路空地800+開智駐車場280+旧地事務所跡地984+旧保健所跡地	広域
15	開智小学校校庭	開智2-4-51	32-0006	城北 中央	6,530㎡	3,270人	620人		一次
16	開智公園テニスコート	開智2-4-12	32-1818 (市体育課)	城北	2,960㎡	1,480人	808人		一次
17	松本深志高等学校校庭	蟻ヶ崎3-8-1	32-0003	城北 白板	8,380㎡	4,190人			一次
18	沢村公園テニスコート	沢村2-1824-2	32-1818 (市体育課)	城北	3,600㎡	1,800人	1,248人		一次
19	旭町中学校校庭	旭3丁目7-1	32-2048	城東 安原	14,980㎡	7,490人	1,384人		一次
20	旭町小学校校庭	旭町2丁目4-4	32-1124	城東 安原 城北	4,620㎡	2,310人	508人		一次
21	松本美須々ヶ丘高等学校校庭	美須々2-1	33-3690	城東 安原	1,060㎡	530人			一次
22	総合体育館広場及び駐車場	美須々5番1	32-1818 (市体育課)	城東 安原 岡田 本郷	19,944㎡	9,970人	2,760人	広場896+駐車場1864 広場 (6144) + 駐車場 (13800)	広域
23	丸ノ内中学校校庭	宮瀬3丁目6-1	32-1962	白板	8,410㎡	4,205人	720人		一次

No.	指定避難地	所在地	管理者連絡先	想定避難者所在地区	面積	避難可能人数 (2㎡/人)	収容施設とした場合の 収容可能人数*	備考	種別
24	松本蟻ヶ崎高等学校校庭	蟻ヶ崎1-1-54	32-0005	白板 中央 城北	2,180㎡	1,090人			一次
25	田川小学校校庭	渚1丁目5-34	26-1377	田川 白板	4,490㎡	2,245人	496人		一次
26	鎌田中学校校庭	鎌田2丁目3-56	25-1088	鎌田 田川	4,620㎡	2,310人	824人		一次
27	鎌田小学校校庭	鎌田1丁目8-1	25-0835	鎌田 田川	2,900㎡	1,450人	384人		一次
28	西部運動広場	両島3丁目1	32-1818 (市体育課)	鎌田 田川	11,320㎡	5,660人			一次
29	高宮北公園	高宮北375-2	34-3000 (市公園緑地課)	鎌田	4,900㎡	2,450人			一次
30	開明小学校校庭	宮田11番41	25-0485	松南 鎌田 芳川	7,260㎡	3,630人	752人		一次
31	信明中学校校庭	石芝3丁目3-20	25-3848	鎌田 芳川 松南	3,300㎡	1,650人	984人		一次
32	南部公園	平田東1丁目963-3	34-3000 (市公園緑地課)	芳川 庄内 松南	31,000㎡	15,500人	1,736人		一次
33	並柳小学校校庭	並柳4丁目9-1	29-0869	庄内 寿	4,620㎡	2,310人	784人		一次
34	筑摩小学校校庭	筑摩1丁目8-1	25-0090	庄内	7,300㎡	3,650人	772人		一次
35	庄内庭球場	筑摩 3丁目1-26	32-1818 (市体育課)	庄内	2,919㎡	1,460人			一次
36	並柳運動広場	並柳4丁目615	32-1818 (市体育課)	庄内 寿	5,396㎡	2,698人	644人		一次
37	松本工業高等学校校庭	筑摩4-11-1	25-1184	庄内 里山辺	17,400㎡	8,700人			一次
38	平瀬運動公園運動広場	島内7576-3	48-1110 (ラーラ松本)	島内	8,280㎡	4,140人	816人		一次
39	平瀬運動公園野球場	島内7554-3	48-1110 (ラーラ松本)	島内	8,645㎡	4,323人	904人		一次
40	島内小学校校庭	島内5323	47-1150	島内	4,520㎡	2,260人	504人		一次
41	あずさ運動場	島内1666 - 777	32-1818 (市体育課)	島内	17,490㎡	8,745人			一次
42	島内公園	島内4347-1	34-3000 (市公園緑地課)	島内	12,000㎡	6,000人			一次
43	松島中学校校庭	島内3986	47-3219	島内 島立	7,820㎡	3,910人	960人		一次
44	中山小学校校庭	中山3517	58-5823	中山	5,540㎡	2,770人	496人		一次
45	開成中学校校庭	神田2丁目7-1	26-1852	庄内 中山	6,070㎡	3,035人	1,172人	第1グラウンド360+第2グラウンド812	一次
46	島立小学校校庭	島立3298	47-2159	島立	4,390㎡	2,195人	688人		一次
47	島立運動広場	島立1213	32-1818 (市体育課)	島立	17,912㎡	8,956人			一次
48	高綱中学校校庭及びテニスコート	島立4416	47-3929	和田 新村 島立	11,564㎡	5,782人	1,392人	校庭1008+テニスコート384	一次
49	松本筑摩高等学校校庭	島立2237	47-1351	島立 新村 島内	7,000㎡	3,500人			一次
50	芝沢運動広場	和田1058-2	32-1818 (市体育課)	和田 新村	6,128㎡	3,064人	452人		一次
51	松本大学グラウンド等	新村2095-1	48-7200	新村	22,445㎡	11,223人		野球場、多目的グラウンド、駐車場	一次
52	芝沢小学校校庭	和田1118	47-0154	和田 新村	11,880㎡	5,940人	1,264人		一次
53	和田運動広場	和田850-1	32-1818 (市体育課)	和田	11,325㎡	5,663人	1,092人		一次
54	神林農村広場	神林1558	58-2039 (神林出張所)	神林	1,160㎡	580人	1,344人	グラウンド1112+駐車場232	一次

No.	指定避難地	所在地	管理者連絡先	想定避難者所在地区	面積	避難可能人数 (2㎡/人)	収容施設とした場合の 収容可能人数*	備考	種別
55	菅野中学校校庭	笹賀3475	58-2056	笹賀 神林	1,240㎡	620人	1,388人		一次
56	菅野小学校校庭	笹賀3460	58-2482	笹賀 神林 今井	20,690㎡	10,345人	808人		一次
57	二子小学校校庭	笹賀5921	27-1648	笹賀 神林	11,120㎡	5,560人	884人		一次
58	笹賀運動広場	笹賀119-1	32-1818 (市体育課)	笹賀	10,512㎡	5,256人	1,020人		一次
59	大久保原公園	笹賀5652-37	34-3000 (市公園緑地課)	笹賀	9,770㎡	4,885人			一次
60	芳川小学校校庭	芳川村井町366	58-2030	芳川 笹賀	8,780㎡	4,390人	968人		一次
61	筑摩野中学校校庭	芳川村井町837-1	58-2071	芳川 寿	24,050㎡	12,025人	1,336人		一次
62	芳川公園	芳川小屋955	34-3000 (市公園緑地課)	芳川	20,000㎡	10,000人	1,120人		一次
63	寿小学校校庭	寿豊丘1004	58-2106	寿	5,220㎡	2,610人	568人		一次
64	明善小学校校庭	寿豊丘813	58-3244	松原 寿台 寿 中山 内田	12,210㎡	6,105人	800人		一次
65	明善中学校校庭	寿豊丘812-1	86-0044	松原 寿台 寿 中山 内田	9,740㎡	4,870人	836人		一次
66	棚峰公園	中山台5191-155	34-3000 (市公園緑地課)	中山	3,100㎡	1,550人			一次
67	寿運動広場	寿北6丁目849	32-1818 (市体育課)	寿	10,074㎡	5,037人	1,084人		一次
68	竹淵運動広場	寿北6丁目348-4		寿	1,500㎡	750人			一次
69	岡田小学校校庭	岡田松岡519	46-0589	岡田 本郷	5,580㎡	2,790人	824人		一次
70	岡田運動広場	岡田町5080-9	32-1818 (市体育課)	岡田 本郷	14,500㎡	7,250人	1,128人		一次
71	山辺小学校校庭	入山辺34	32-2619	入山辺 里山辺	8,020㎡	4,010人	784人		一次
72	入山辺運動広場	入山辺1489-1	32-1389 (入山辺出張所)	入山辺	4,428㎡	2,214人	280人		一次
73	山辺運動広場	里山辺2836	32-1818 (市体育課)	里山辺	8,550㎡	4,275人	952人		一次
74	教育センター南・東広場	里山辺2930-1	32-7600 (教育文化センター)	里山辺	1,890㎡	945人	200人	東側128+南側72	一次
75	山辺中学校校庭	里山辺3326	32-0267	里山辺 本郷	9,600㎡	4,800人	972人		一次
76	今井小学校校庭	今井1616	59-2003	今井	6,200㎡	3,100人	992人		一次
77	今井運動広場	今井1598	32-1818 (市体育課)	今井	8,100㎡	4,050人	720人		一次
78	松本平広域公園	今井4237	57-2211 (TOYBOX)	今井 笹賀	49,500㎡	24,750人	8,500人		広域
79	鉢盛中学校校庭	(朝日村大字古見3332-5)	99-2501	今井 (山形村) (朝日村)	20,191㎡	10,096人			一次
80	内田運動広場	内田841	32-1818 (市体育課)	内田	17,415㎡	8,708人	956人		一次
81	本郷小学校校庭	浅間温泉2丁目9-5	46-0495	本郷	7,820㎡	3,910人	992人		一次
82	女鳥羽中学校校庭	原1085-2	46-0285	本郷 岡田	7,030㎡	3,515人	756人		一次
83	松本市野球場	浅間温泉1丁目9-1	46-5555	本郷	41,910㎡	20,955人	2,716人		一次
84	寿台公園	寿台1-243	34-3000 (市公園緑地課)	寿台 松原	11,000㎡	5,500人			一次
85	松原中央公園	松原91	34-3000 (市公園緑地課)	松原	7,000㎡	3,500人			一次
	旧松本市計					430,072人	69,836人		

No.	指定避難地	所在地	管理者連絡先	想定避難者所在地区	面積	避難可能 人数 (2㎡/ 人)	収容施設と した場合の 収容可能 人数*	備考	種別
86	錦部小学校校庭	七嵐260	64-3004	四賀(錦部)	4,650㎡	2,325人	552人		一次
87	中川小学校校庭	中川1582	64-2012	四賀(中川)	2,385㎡	1,193人	360人		一次
88	会田中学校校庭	会田8923	64-2020	四賀(会田)	9,292㎡	4,646人	1,104人		一次
89	会田小学校校庭	会田518	64-2106	四賀(会田)	2,438㎡	1,219人	308人		一次
90	穴沢運動公園	取出121	64-2102	四賀(会田)	4,550㎡	2,275人	504人		一次
91	四賀B&G海洋センター	穴沢779	64-3981	四賀(会田)	1,800㎡	900人	200人		一次
92	五常小学校校庭	五常6391	64-2108	四賀(五常)	2,050㎡	1,025人	228人		一次
	四賀地区計					13,583人	3,256人		
93	安曇小中学校校庭	安曇964	92-2234	安曇(島々)	7,200㎡	3,600人	508人		一次
94	大野田運動場	安曇79		安曇(島々)	975㎡	488人	216人		一次
95	沢渡駐車場	安曇4162-1	93-1800(さわんど温泉観光案内所)	安曇(沢渡)	20,000㎡	10,000人			一次
96	安曇保育園園庭	安曇2741	94-2132	安曇(稲核)	5,000㎡	2,500人			一次
97	番所運動場	安曇3974-7	92-2854	安曇(乗鞍)	9,228㎡	4,614人	592人		一次
98	大野川小中学校校庭	安曇3866-1	93-2224	安曇(乗鞍)	7,200㎡	3,600人	732人		一次
99	鈴蘭駐車場	安曇4306-5	93-2866(乗鞍観光センター)	安曇(鈴蘭)	12,000㎡	6,000人	200人		一次
100	白骨運動場	安曇白骨		安曇(白骨)		-	200人		一次
101	小梨平キャンプ場	安曇上高地	95-2321(4月~11月) 94-2536(11月~4月)	安曇(上高地)	25,000㎡	12,500人	216人		一次
	安曇地区計					43,302人	2,664人		
102	奈川小中学校校庭	奈川2281	79-2002	奈川	4,050㎡	2,025人	424人		一次
103	文化センター夢の森駐車場	奈川3301	79-2304	奈川	3,800㎡	1,900人	508人		一次
104	奈川総合グラウンド	奈川1044-342		奈川	9,292㎡	4,646人	1,104人		一次
	奈川地区計					8,571人	2,036人		
105	梓川小学校校庭	梓川梓775	78-2035	梓川(梓)	12,780㎡	6,390人	1,104人		一次
106	梓川中学校校庭	梓川梓800-2	78-2024	梓川(梓)	11,280㎡	5,640人	1,104人		一次
107	松香寮運動広場	梓川倭4262番地1		梓川(倭)	9,000㎡	4,500人	1,016人		一次
108	ふるさと公園多目的グラウンド	梓川梓6970番地1		梓川(梓)	9,000㎡	4,500人	936人		一次
	梓川地区計					21,030人	4,160人		
	総合計					516,557人	81,952人		

*「収容施設とした場合の想定収容人数」は、テント等の設営により、避難所として利用した場合の想定収容人数

6 救援の程度及び方法の基準（概要）（平成16年9月17日厚生労働省告示第343号）

救助の種類	対 象	費用の範囲等	費用の限度額	備 考
避難所	避難住民 (武力攻撃災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれがある者)	設置、維持、管理の経費 ●作業員賃金 ●消耗器材費 ●建物等の使用謝 ●燃料費 ●仮設トイレ設置	(基本額) 避難所設置費1人1日当たり300円以内 (加算額) ●冬期(10～3月)は、別に定める額を加算 ●高齢者等を収容する福祉避難所を設置した場合は当該地域の通常実費を加算	●収容する期間が長期にわたる場合長期にわたる場合(又はそのおそれがある場合)長期避難住宅を設置することができる。(費用は、応急仮設住宅と同じ。)
応急仮設住宅	武力攻撃災害により住家が全焼、全壊または流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯単位)	設置経費 ●賃貸住宅、宿泊施設等の居室借上げ ●高齢者等の要援護者を複数収容する施設の設置も対象とする。	●規格 1戸当たり 29.7㎡を基準とする。 ●限度額 1戸当たり 2,385,000円以内 ●集会所設置費は基準額以外で別途定める(概ね50戸以上設置の場合)	●高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」も設置可 ●賃貸住宅・宿泊施設等の借上げによる設置も対象
炊き出し、その他食品の給与	●避難所収容者 ●武力攻撃災害により被害を受け直ちに炊事ができない者 ●避難の指示を受けた避難住民 ●武力攻撃災害により被害を受け避難する必要がある者	●主食 ●副食 ●燃料費	1人1日当たり1,010円以内	●被災者支給分のみが対象 ●消防団等救助従事者、小中学校の学校給食は対象外
飲料水の供給	避難指示による避難住民又は武力攻撃災害により飲料水を得ることができない者(飲料水または炊事のための水であること)	●水の購入費 ●ろ水器その他 ●水に必要な機械、器具の借上料 ●修繕料、燃料費、薬品・資材費、水の購入費	当該地域における通常の実費	●輸送費、作業員賃金は別途対象
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難指示による避難又は武力攻撃災害により生活必需品を喪失し、又は毀損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者	被害の実情に応じて現物を給与又は貸与 ●被服、寝具、身の回り品 ●日用品 ●炊事用具及び食器 ●光熱材料	●夏期(4～9月)、冬期(10～3月)の区分は、給与を行う日とする。 ●金額 別表のとおり	●現物支給に限る。
医療	避難指示による避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者	応急処置 ●診療 ●薬剤又は治療材料の支給 ●処置、手術その他治療及び施術 ●病院等への収容 ●看護	●救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕の実費 ●病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 ●施術所…協定料金の額以内	●輸送費、作業員賃金は別途対象
助産	避難指示による避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	●分べんの介助 ●分べん前後の処置 ●衛生材料の支給	●救護班…実費 ●助産師…慣行料金の80%以内の額	●輸送費、作業員賃金は別途対象
被災者の捜索及び救出	避難指示解除後又は武力攻撃災害による新たな被害を受けるおそれがない場合で ●現に生命、身体が危険な状態にある者 ●生死不明にある者	救出機器等の ●借上げ費 ●購入費 ●修繕費 ●燃料費	当該地域における通常の実費	●輸送費、作業員賃金は別途対象
埋葬及び火葬	武力攻撃災害により死亡した者の応急的処理を行うもの	現物をもって行う。 ●棺(付属品も含む。) ●埋葬又は火葬(雇上費を含む。) ●骨つば及び骨箱	一体当たり 大人 193,000円以内 小人 154,400円以内	

救助の種類	対 象	費用の範囲等	費用の限度額	備 考
電話通信設備の提供	避難指示による避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者	電話、インターネット利用可能な通信端末機器を、避難所に設置して行う。 ●消耗機材費 ●器物 使用謝金、借上、購入 ●設備設置費 ●通信費	当該地域における通常の実費	
住宅の応急修理	避難指示解除後又は武力攻撃災害による新たな被害を受けるおそれがない場合で、住宅が半壊又は半焼し自らの資力では応急修理ができない者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。	1世帯当たり51万円以内	
学用品の給与	避難指示による避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷した次の者 ●小学校児童 ●中学校生徒 ●高等学校生徒	現物をもって給与 ●教科書 ●文房具 ●通学用品	●教科書代 実費 ●文房具及び通学用品 (1人当たり) ・小学校児童 4,100円 ・中学校生徒 4,400円 ・高等学校生徒 4,800円	避難の指示が長期にわたって解除されない場合、必要に応じて再び実施できる。
死体の捜索	避難指示解除後又は武力攻撃災害による新たな被害を受けるおそれがない場合で、行方不明の状態にあり、周囲の事情により死亡していると推定される者	救出機器等の ●借上げ費 ●購入費 ●修繕費 ●燃料費	当該地域における通常の実費	●輸送費、作業員賃金は別途対象
死体の処理	武力攻撃災害により死亡した者の死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うもの	●洗浄、縫合、消毒 ●一時保存 ●検案	●洗浄等 1体3,300円以内 ●一時保存 →通常の実費 ・既存建物利用 →通常の実費 ・既存建物以外 →1体5,000円以内 ●検案 救護班以外は慣行料金以内	●検案は原則として救護班が行う。 ●ドライアイスの購入が必要な場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 ●輸送費、作業員賃金は別途対象
障害物の除去	避難指示解除後又は武力攻撃災害による新たな被害を受けるおそれがない場合で、武力攻撃災害により障害物(土石、竹木等)が住居に運び込まれ著しく日常生活に支障をきたし自らの資力では除去できない者	除去に必要な機械器具等の借上料、購入費、輸送費、作業員賃金	1世帯137,000円以内	
輸送費及び作業員賃金	●飲料水の供給 ●医療・助産 ●被災者の捜索及び救出 ●死体の捜索及び処理 ●救済用物資の整理配分		当該地域における通常の実費	

別表 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の給与 支出限度

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯委員が6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	17,300円	22,200円	32,700円	39,000円	49,600円	7,200円
冬季	28,500円	36,800円	51,400円	60,300円	75,600円	10,300円

7 安否情報

(1) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成17年3月28日総務省令第44号)

(最終改正 平成18年3月31日総務省令第50号)

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第4号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本

人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非 該 当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望したい
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答希望したい
⑭ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか ○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に使用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に、企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面より形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会 に対する回答することへ同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資・医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面より形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報照会書

		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		申請者
住所(居所) _____		
氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)		①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人・職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

殿	年 月 日 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

8 応急公用負担

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令

(平成 16 年 12 月 20 日厚生労働省令第 170 号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 17 条第 3 項（第 52 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 17 条第 3 項（第 52 条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第 1 から別記様式第 3 まで及び別記様式第 4 のとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第 1

収用第	号	公 用 令 書			
		氏名 住所			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第 81 条第 2 項 第 81 条第 4 項 第 183 条において準用する第 81 条第 2 項 第 183 条において準用する第 81 条第 4 項			
の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 (理由)					
年 月 日		処分権者 氏名 印			
収用すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第2

保管第	号	公 用 令 書	氏名 住所	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			第81条第3項 第81条第4項 第183条において準用する第81条第3項 第183条において準用する第81条第4項	
の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 (理由)				
年 月 日				
				処分権者 氏名 印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第3

使用第	号	公 用 令 書	氏名 住所	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			第82条 第183条において準用する第82条	
の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。 (理由)				
年 月 日				
				処分権者 氏名 印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第 4

取消第	号	公	用	令	書	氏名
						住所
						第 81 条第 2 項
						第 81 条第 3 項
						第 81 条第 4 項
						第 82 条
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律						第 183 条において準用する第 81 条第 2 項
						第 183 条において準用する第 81 条第 3 項
						第 183 条において準用する第 81 条第 4 項
						第 183 条において準用する第 82 条
の規定に基づく公用令書（	年	月	日	第	号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態	
等における国民の保護のための措置に関する法律				第 16 条		の規定により、これ
を交付する。				第 52 条において準用する第 16 条		
（取り消した処分の内容）						
	年	月	日			
					処分権者 氏名	印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

9 報告

(1) 火災・災害等速報実施要領関係

●火災・災害等速報実施要領（昭和 59 年 10 月 15 日 消防災第 267 号消防庁長官）抄

●第 1 総則

4 報告方法及び様式

(1) 様式

ア 火災等速報

イ 救急・救助事故等速報・・・第 3 号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等速報を行うべき火災又は特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害速報

第 2 速報基準

3 武力攻撃災害速報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記 2 と同様式（注 様式第 3 号）を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

第 3 直接速報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合も含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

3 武力攻撃災害速報

第 2 の 3 の 1)、2) に同じ。

第 4 記入要領

<救急・救助事故等速報>

3 第 3 号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者」には、急病人を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明のものを含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重傷 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
	不明		
救助活動要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

10 用語解説

あ行

● 安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくこと、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

● 受入地域

他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域のこと。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。

● NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

● NBC災害（エヌ・ビー・シー災害）

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害のこと。

● 応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

か行

● 基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。

基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

● 救援物資

避難住民等の救援の実施に必要な物資のこと。備蓄品及び応援物資を総称していう。

● 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

● 緊急処理事態対策本部

緊急処理事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。武力攻撃事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第14条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第15条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法16条）の規定は準用されない。

● 緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、※事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

※事態対処法

「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」

● 航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

● 国際人道法

一般的には、武力紛争の際に適用される国際法であって、人道的考慮に基づいて成立したものとされており、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めているジュネーヴ諸条約も含まれる。 → ● ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

● 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成 16 年 6 月 14 日に成立し、同年 9 月 17 日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

● 国民保護計画

県及び指定行政機関が政府が定める国民の保護に関する基本指針に、市町村が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、県は内閣総理大臣に、また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

● 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

● 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

さ行

● 災害時要援護者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者
 - (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者
 - (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者
 - (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者
- 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。

● 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省が指定されている。

● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されているもの。

● 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。

具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されている。

● 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

● 事態対処法 → ● 武力攻撃事態対処法

● 収容施設

避難施設、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居する施設。

● ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）

- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）

<主な内容> 戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）

<主な内容> 捕虜は人道的に取扱わなければならない。

- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）

<主な内容> 非戦闘員である文民は保護されなければならない。

● 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

● 赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

赤十字標章とは、この特殊標章のことである。

た行

● 対策本部長

事態対処法第 10 条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第 26 条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

● ダーティボム

爆薬と放射性物質を組み合わせた「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らす。

● 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛行し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

● 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める赤十字標章及び文民保護標章をいう。

● トリアージ

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、傷病者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。

トリアージとは、傷病者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

は行

● ハイパーN・DMAT

(Hyper Nagano prefectural Disaster Medical Assistance Team)

NBC災害に対応が可能な医療従事者により編成された災害医療チーム。

● 非常通信協議会

非常通信協議会は、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会であり、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的としている。

長野県には、信越地方非常通信協議会が設置されている。

● 避難経路

住民が避難する経路のこと。避難路や鉄道路線等から編成される。

● 避難住民等

避難住民及び被災者のこと。

● 避難先地域

住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む。）対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

● 避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

● 武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

● 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

● 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

● 武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

● 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、その時点における我が国を取り巻

く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っていることとみられることや、我が国を攻撃するとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

や行

● 要避難地域

住民の避難が必要な地域のこと。対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。